

# 長野県産業教育振興会第二支会会則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は長野県産業教育振興会第二支会と称し、事務局を理事長校に置く。

(目的)

第 2 条 本会は長野県産業教育振興会と連携し、東信地域の産業教育の振興を図り、産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産業界関係者と産業教育関係者との懇談協議会の開催。
- (2) 講演会及び講習会の開催。
- (3) 産業並びに産業教育の視察及び調査・研究の助成。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、次の者とする。

- (1) 産業界及び産業教育に関する諸団体
- (2) 産業教育に関する学校並びにその関係者
- (3) その他本会の趣旨に賛同する者

(組織)

第 5 条 本会は、上田、小諸及び佐久公共職業安定所管内の会員をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 幹事 若干名

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会務の処理を総括する。
- 4 理事は、会務を審議するとともに、会務の運営を協議する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。
- 6 幹事は、会長及び理事長の命をうけ、その会務の処理にあたる。

(役員を選出)

第 8 条 会長、副会長、理事長及び監事は、理事会において推薦し、総会で選出する。

ただし、役員に欠員が生じたときは、理事会において、選出することができる。

- 2 理事は、総会において選出する。
- 3 幹事は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は2年とする。ただし、官公職により役員に委嘱された者が、その職を失ったときは、離職したものとする。

- 2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再選することができる。

(顧問及び相談役)

第 10 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任することができる。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、必要に応じ会議に出席することができる。

(議決機関)

第 11 条 本会に次の議決機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- 2 総会及び理事会の議事は、出席会員の過半数をもって可決する。

(総会)

- 第 12 条 総会は、毎年 1 回開催し、会長が召集する。
- 2 会長又は理事長が必要と認めるときは、臨時総会を召集することができる。
  - 3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。
    - (1) 会長、副会長、理事長、理事及び監事の選出
    - (2) 事業報告及び決算の承認
    - (3) 事業計画及び予算の承認
    - (4) 会則改正の承認
    - (5) その他重要事項の承認
  - 4 総会の議長は、会長とする。
  - 5 総会の開き難き場合は、理事会をもってこれに代えることができる。ただし、次期総会において議決事項を報告しなければならない。

(理事会)

- 第 13 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、総会に付議すべき諸案件、その他重要事項について審議する。
- 2 理事会は、必要の都度会長が召集する。

(会費)

- 第 14 条 本会の会費の額は、総会において定める。

(経費)

- 第 15 条 本会の経費は、会費、基金還元金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(補則)

- 第 17 条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会で定める。

- 附 則 1 本会の運営に関する細則は別に定める。
- 2 この会則は、平成 10 年 7 月 2 日から施行し、平成 3 年 8 月 23 日施行の会則は廃止する。

(細則第 1 号) 年会費について

会則第 14 条に基く年会費は、一般会費及び学校会費とする。

- (1) 一般会費は、1 口 5,000 円とし、1 口以上とする。
- (2) 学校会費は、次のとおり算定した額とする。

ア 学校割	1 校	2,000 円
イ 生徒数割	全日制 専門科生徒 1 人	10 円
	定時制 専門科生徒 1 人	5 円

(細則第 2 号) 理事・監事の選出について

- 1 理事は当分の間、次の基準で選出するものとする。
  - (1) 産業界関係 12 名
    - (上小地区 5 名)
    - (小諸地区 (北佐久郡含む) 3 名)
    - (佐久地区 (南佐久都含む) 4 名)
  - (2) 産業教育関係 3 名
- 2 監事は、産業界関係者 1 名、産業教育関係者 1 名を選出する。

(平成 10 年 7 月 2 日決定、平成 11 年 4 月 1 日施行)

※ (細則第 2 号) 1 (2) 産業教育関係 5 名から 3 名に変更 【高等学校統合再編による】  
(平成 27 年 7 月 3 日決定)